

○経済産業省告示第百六十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 一〽三 〔略〕	別表 一〽三 〔略〕

四 ベラルーシ、ロシア又は令別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする貨物（令第二条第一項第一号の六、第一号の七又は第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。）

四 ベラルーシ又はロシアを仕向地とする貨物（令第二条第一項第一号の六又は第一号の七に規定する輸出に係るものに限る。）

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和五年十二月二十七日から施行する。